

安心して暮らせる住環境を整備したい

No.16

福島県

補助金等

支援の名称	福島県建築物耐震化促進事業
制度の 趣旨・背景	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた大規模建築物や防災拠点等の耐震化を促進するため、事業者が行う補強設計・改修等に対し、市町村と連携して補助を行います。
制度の 内容	<p>○事業概要 大規模建築物、防災拠点、緊急輸送路沿道建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修等に市町村が補助する場合、市町村へ補助するものです。</p> <p>○補助対象限度額 (1) 耐震診断 ・面積 1,000 m²以内の部分は 3,670 円/m² ・面積 1,000 m²を超えて 2,000 m²以内の部分は 1,570 円/m²以内 ・面積 2,000 m²を超える部分は 1,050 円/m²以内 (2) 補強設計 ・限度額なし (3) 耐震改修等 ・延べ床面積×51,200 円/m² (特に倒壊の危険性が高い場合、56,300 円/m²)</p> <p>○負担割合 (1) 耐震診断：国 1/3～1/2、県 1/3～1/2、市町村 0～1/3 (2) 補強設計：国 1/2、県 1/6～2/9、市町村 1/6～1/9 (3) 耐震改修等：国 1/3～2/5、県 5.75%～1/4、市町村 2.875%～1/6 ※対象建築物及び補助実施市町村の別により負担割合が異なります。</p>
対象と なる方	耐震診断の義務付け対象となる建築物の所有者
問い合わせ 先など	<p>○所管部署 福島県 土木部 建築指導課 TEL：024-521-7529 E-mail：kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp</p>